ちょっと待った

盛土・埋立

扶桑町では、土壌環境や地下水を守るため

「埋立て等の規制に

関する条例」を制定し、

平成22年7月1日から適用します。

大規模な盛土や砂利採取跡地の埋立工事等には許可が必要となり、工事する土地を所有する方にも条例を守る義務があります。概要は裏面をご覧下さい。

扶桑町 産業建設部　産業環境課

電話0587-93-1111内線276

　　　　＜埋立て等の規制に関する条例の概要＞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　扶桑町 産業建設部 産業環境課

　大規模な宅地開発や砂利採取後の掘削跡地等の盛土や埋立てに使用する土砂等に汚染された土砂等が使われると、土壌環境や地下水の汚染原因となります。なかでも地下水が汚染されると水道水として使えなくなるばかりでなく、将来の世代に汚染を引き継ぎ、健康で快適な生活を営むことが困難になります。

　そこで、扶桑町では、大規模な宅地開発や砂利採取跡地等の盛土や埋立工事に使用する土砂等を事前に検査し、汚染されていない土砂等を用い、工事施工中や完了時にも土砂等の検査を行っていただく条例を制定しました。この条例は、平成２２年７月１日以降に盛土や埋立てを行う工事に適用されます。

　盛土や埋立土に、汚染された土砂等が使用されないように注意して下さい。もし汚染された土砂等が使われていることが判明したら、撤去等の処理をお願いしますが、その費用は非常に多額になります。工事施工者だけでなく、土地所有者や管理者の方にもその処理を行っていただくことがありますので、ご承知おき下さい。

◎条例の概要

　①　盛土や埋立ての面積が５００㎡以上で、平均高さ(最高値と最低値の平均）が２ｍ以上のときは、許可が必要な工事となります。（過去３年以内に隣接地等で工事が行われていたときは、合計した面積、高さで判定します。）

　②　この条例に違反している工事施工者や５年以内に違反した工事施工者は許可されません。

　③　盛土や埋立てに使用する土砂等は、環境基本法で定められた２７項目の物質が基準値に適合しているものとします。

　④　土砂等の検査は、工事施工者に、下記の３段階で行っていただきます。なお、検査結果は公表されます。

　　ア　盛土や埋立てに使用する土砂等が決まったら、盛土や埋立てに使う前に検査し、環境基準に適合していれば盛土や埋立てに使用できます。

　　イ　盛土や埋立てが完了するまでの間、毎月１回定期的に作業中の土砂等を検査し、環境基準に適合していなかったら撤去等の対策をしていただきます。

　　ウ　盛土や埋立てが完了したときは、５００㎡毎に、土砂等を検査し、もし環境基準に適合していなかったら撤去等の対策をしていただきます。

　⑤　環境基準に適合していない土砂等が使われていることが判明し、工事施工者が撤去等の対策を実施しないときは、土地所有者等の方々に撤去等の対策をしていただくことがあります。

詳しくは、扶桑町役場 産業建設部 産業環境課（93-1111）へお尋ね下さい。